

参考資料

1. 策定経緯・策定組織

(1) 策定経緯

日時	区分	項目	概要
平成27年8～9月		市民アンケート調査	まちづくりに関するアンケート調査
9月17日		第1回庁内改定委員会	改定の概要・スケジュール、市民アンケート調査について
10月19日		第1回改定委員会	改定の概要・スケジュール、市民アンケート調査について
12月21日		第2回庁内改定委員会	市民アンケート調査結果、まちづくり課題について
平成28年1月27日		第2回改定検討委員会	市民アンケート調査結果、まちづくり課題について
4月19日		第3回庁内改定委員会	将来都市像・全体構想について
5月12日		第3回改定検討委員会	将来都市像・全体構想について
7月15日		第4回庁内改定委員会	地域別構想について
7月28日		第4回改定検討委員会	地域別構想について
9月		地域別懇談会	全体構想・地域別構想について *次ページ～開催記録参照
11月24日		第5回庁内改定委員会	実現方策について
12月19日		第5回改定検討委員会	実現方策について
平成29年1月6日 ～31日		パブリックコメント	計画全編

(2) 地域別懇談会

① 開催記録

開催日	地域	場所
平成28年9月20日(火曜日)	石橋南部地域	石橋スポーツ交流館
9月23日(金曜日)	石橋北部地域	石橋公民館
9月26日(月曜日)	南河内西部地域	グリーンタウンコミュニティセンター
9月27日(火曜日)	南河内東部地域	南河内公民館
9月29日(木曜日)	国分寺東部地域	コミュニティセンター友愛館
9月30日(金曜日)	国分寺西部地域	国分寺公民館

② 意見の概要（開催順に主な意見を抜粋）

《石橋南部地域》

- ・石橋駅に近いことや国道352号などの交通条件などを活かした住宅地形成を検討してほしい。住みやすい地域であるが、人が増えないことには活性化にはつながらない。特に、国道352号沿い、市役所庁舎から石橋南部にかけてのエリアが適している。
- ・人口を増やすため、東京から100キロ圏にあることを活かし、移住を促すためのまちづくりを進めてほしい。
- ・下古山地区では人口が増えているが、石橋駅前が寂れた印象になっている。魅力あるまちになるよう、駅前について、ぱっと見て魅力がある空間にする必要がある。
- ・石橋庁舎もなくなり、ますます空き地・空き家が増え、高齢化も進んでいるので、庁舎や民間施設の跡地などを有効活用しながらまちづくりを進めてほしい。
- ・大松山運動公園は広域避難所であり、周辺の道路整備などが必要。また、東京オリンピックまでに整備が完成するが、多くの人々が来たときのために市内に宿泊施設があると良い。
- ・スマートICについて、地域としては設置してほしい。
- ・姿川サイクリングロードについて、安全に通れるよう、また、観光振興の面からも、改良や拡幅を検討してほしい。

《石橋北部地域》

- ・下野市は、比較的災害が少ない都市であるが、自然災害などにも十分考慮しながら、将来を見据えた計画にしてほしい。
- ・文教公園について、現在の規模では狭いので、多くの人に利用してもらうため、余裕のあるスペースをつくってほしい。
- ・魅力ある都市とは、駅を降りてみて、住んでみたいと思わせるまちだと思うが、石橋駅前にはそうしたものがない。まちの玄関でもあるので、もっと充実させてほしい。
- ・石橋第一工業団地の利活用を促進してほしい。

《南河内西部地域》

- ・自然環境の保全について、産業系の土地利用誘導を図るエリアや石橋北部などに自生する希少植物の保全が必要である。
- ・水道水源については、地下水から表流水に変えようという大きな動きがあり、こうした動向を踏まえ、地下水の活用を踏まえながら上水道の計画などを検討してほしい。
- ・南河内西部地域から市役所庁舎に行くのは不便。市役所庁舎ができてからは行く機会が増えるので、グリーンタウンの住宅地から線路を渡って西に抜ける道路があると、仁良川地区や吉田地区から市役所庁舎に行くのが便利になる。

《南河内東部地域》

- ・南河内東部地域は、市全域に占める面積は大きいが人口の割合は少ない。地域として存在感を保つため、ふれあい館や別処山など、計画に位置づけてあるまちづくりを進めてほしい。
- ・歩行者や自転車が安全に通行できる道路づくりが必要。田川サイクリングロード、道路、工業団地に緑地や日陰をつくるなど、多くの人が歩ける道路にしてほしい。
- ・昔は川の土手にサクラやヤナギ、アカシアの木などがあった。田川サイクリングロード沿いに桜の木を植えて人が集まるようにするなどの検討が必要。
- ・豊かな自然環境を守り、一人一人が豊かになる環境、人間を中心にした社会、心が豊かになるまちづくりなどが必要。

《国分寺西部地域》

- ・天平の丘公園について、観光の拠点となるよう周辺を含めた整備を検討してほしい。
- ・「産業誘導エリア」には農地が含まれるので、具体的に工業団地として整備される場合には法的規制などの調整を行いながら進めてほしい。

(3) 策定組織

① 改定検討委員会

【設置要綱】

下野市告示第110号

下野市都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年7月1日

下野市長 広瀬寿雄

下野市都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の都市計画マスタープラン改定のための検討組織として、下野市都市計画マスタープラン改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランに関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数以内で、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
 - (2) 各種団体の代表者 11人
 - (3) 公募 2人
- 2 前項の委嘱期間は、都市計画マスタープランの改定の日までとする。
- 3 市長は、委員が欠けた場合には、速やかに補欠の委員を委嘱するものとする。

(職務)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は検討委員会を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、会議の経過及び結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、建設水道部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定に関わらず、この告示の施行以後最初に行われる会議は市長が招集する。

【委員名簿】

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	〈委員長〉 熊 倉 雄 一	元栃木県県土整備部長
	〈職務代理〉 永 山 伸 一	下野市教育委員長
各種団体の 代 表 者	原 貞 夫	下野市商工会
	吉 田 宗 司	石橋商工会
	百 武 亘	自治会長連絡協議会南河内支部
	飯 野 悦 男	自治会長連絡協議会石橋支部
	小 貫 眞 人	自治会長連絡協議会国分寺支部
	橋 本 治 男	柴工業団地協議会
	近 藤 昇	下野市農業委員会
	大 場 とも子	下野市農村生活研究グループ協議会
	吉 澤 友 理	下野市PTA連絡協議会
	永 山 茂 夫	J A うつのみや理事
	山 口 富 男	J A おやま理事
公 募	江 後 七 郎	
	伊 沢 和 男	

* 関係者

区 分	氏 名	役 職 等
栃木県都市計画課	上 野 寿 幸 (平成 27 年度)	課長補佐 (計画担当グループリーダー)
	笹 沼 政 行 (平成 28 年度)	
栃木土木事務所	五月女 則 夫 (平成 27 年度)	企画調査課長
	古 橋 明 (平成 28 年度)	

② 庁内改定委員会

【設置要綱】

下野市訓令第18号
下野市都市計画マスタープラン庁内改定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年7月1日

下野市長 広瀬寿雄

下野市都市計画マスタープラン庁内改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の都市計画マスタープラン改定のための庁内組織として、下野市都市計画マスタープラン庁内改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

都市計画マスタープランの改定に関すること。

(2) その他都市計画マスタープランに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

第6条 第2条に規定する委員会の所掌事務を分担するため、委員会に次の専門部会を置く。

(1) 企画専門部会

(2) 市民生活専門部会

(3) 産業振興専門部会

(4) 建設水道専門部会

(5) 教育専門部会

2 専門部会の部会長及び部会員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 部会長は、専門部会の会務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(報告)

第7条 委員長は、会議の経過及び結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市計画課において、専門部会の庶務は、別表第2の事務局の欄に掲げる課において処理する。

(推進体制)

第9条 部会員及びその補助職員は、都市計画マスタープランの改定のために必要な調査、研究、資料の整備を行い、その推進を図るものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	役職名	職名	氏名	備考
1	委員長	副市長	板橋昭二	
2	委員	教育長	池澤勤	
3	"	総合政策部長	落合義正	平成27年度
			長勲	平成28年度
4	"	総務部長	山中庄一	
5	"	市民生活部長	渡辺房男	平成27年度
			布袋田実	平成28年度
6	"	健康福祉部長	小口英明	
7	"	産業振興部長	大橋義一	平成27年度
			高德吉男	平成28年度
8	"	建設水道部長	大橋孝治	平成27年度
			石島正光	平成28年度
9	"	議会事務局長	川俣廣美	
10	"	会計管理者	布袋田実	平成27年度
			若林早苗	平成28年度
11	"	教育次長	野澤等	

別表第2（第6条関係）

専門部会名	部会長	部会員	事務局
企画専門部会	総合政策部長	総合政策課長	総合政策課
市民生活専門部会	市民生活部長	安全安心課長、環境課長	安全安心課
産業振興専門部会	産業振興部長	農政課長、商工観光課長、農業委員会事務局長	農政課
建設水道専門部会	建設水道部長	建設課長、都市計画課長、区画整理課長、水道課長、下水道課長	都市計画課
教育専門部会	教育次長	生涯学習文化課長	生涯学習文化課

2. 現況特性

(1) 位置・地勢等

① 位置

- (ア) 東京と東北を結び、東日本における南北の国土基幹軸として機能する「東北自動車道・国道4号・東北新幹線・宇都宮線」の軸上に位置しています。
- (イ) また、北関東三県を相互に連絡して広域的な都市圏の骨格をなす北関東自動車道の軸上に位置しています。
- (ウ) 栃木県においては、県域の中南部に位置し、北は県都・宇都宮市、南は小山市、東は真岡市・上三川町、西は栃木市・壬生町に接しています。



② 地勢

- (ア) 市域面積は74.59km²、市域の大きさは南北：約15.2km、東西：約11.5kmです。
- (イ) 全体的に平坦な地形が特徴で、主に、南北の国土基幹軸沿いに形成される市街地と、鬼怒川・田川・姿川等の水利に恵まれた水田地帯により市土が形成されています。

③ 自然環境

- (ア) 植生はコナラ・アカマツ・ヤマツツジなどの雑木林が多く、その他、農地における雑草群落、市街地・道路等の植生（街路樹や社寺林・屋敷林等）となっています。また、一部、希少種の自生などが見られます。
- (イ) 地質は、沖積層を中心に、砂層・泥層における堆積物の分布が見られ、豊かな水田地帯の基盤となっています。
- (ウ) 気候は、年平均気温が約14℃、年平均降水量が約1,300mmで、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の内陸性気候となっています。北部に山岳がある北関東平野部の特徴である夏の雷や冬のからっ風（「二荒おろし」「男体おろし」）が見られ、積雪についてはほとんどありません。

(2) 上位計画・関連計画等における位置づけ

①『とちぎ元気発信プラン』（平成28年2月）

人口減少・超高齢社会の到来や経済のグローバル化の進展、東日本大震災を契機とした県民の防災に対する意識の高まりなどの時代の大きな変革期にあって、誇れるふるさととちぎを創り、次の世代に確実に引き継ぐための「とちぎの将来像」を次のように設定する。

- 次代を拓き、地域を支える人を創る「とちぎ」
- 多様な産業が雇用を創出し、成長と豊かさをもたらす「とちぎ」
- 健康で、安心して暮らすことができる「とちぎ」
- 安全で快適な生活と産業を支える基盤が整う「とちぎ」
- 豊かな自然・伝統文化を次代に引き継ぎ、人を惹きつける「とちぎ」

《地域づくり基本方向》

- 世界、そして日本の中のとちぎの役割と可能性
- 基本的な考え方
 - ・人口減少等の潮流を踏まえた地域づくり
 - ・災害やインフラの老朽化に対応した強くてしなやかなとちぎづくり
- とちぎらしさを生かす視点
 - ・広域的な交流・連携と地域づくり
 - ・産業(商工業・農業・林業・観光業)や地域資源を核とした地域づくり
 - ・ICTの進展等に対応した地域づくり
 - ・再生可能エネルギー等を活用した災害に強い地域づくり

《めざすべき地域の姿》

- 世界・日本の中の県土とちぎ
 - ・世界へつながる交通の要衝として、人・モノ・情報を呼び込むとちぎ
 - ・首都直下地震等に備えた首都機能、経済機能等のバックアップに対応したとちぎ
 - ・内陸型のエネルギーインフラが整備されたとちぎ
 - ・安全・安心な基盤が整う強靱なとちぎ
- 県内のネットワーク
 - ・地域交流・連携
- 地域の魅力を生かす農山村
 - ・集落機能を集約化しネットワーク化する農山村
 - ・地域資源を生かした活力ある農山村
- 活力をつくり出す都市地域
 - ・暮らしやすくコンパクトな都市
 - ・誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市
 - ・環境にやさしいエコな都市
 - ・とちぎの魅力や強みを生かした都市

② 『小山栃木都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』（平成 28 年 3 月）

《基本理念》

● 暮らしやすくコンパクトな都市づくり

- ・拠点地区への都市機能の集約、街なかへの居住促進による暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- ・安全で安心して暮らせる災害に強い都市づくり

● 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり

- ・鉄道・バスなどの公共交通を基本に地域の特性・ニーズに応じた交通ネットワークでの連結、歩行者・自転車の利用環境の向上による誰もが安全でスムーズに移動し多様なサービスを楽しむことができるネットワーク型の都市づくり

● 環境にもやさしいエコな都市づくり

- ・都市経営の効率化、地球規模での環境問題に対応した、持続可能で環境にも優しいエコな都市づくり
- ・市街地形成において、周辺営農環境との調和、低炭素で循環型の社会の構築や計画的な土地利用
- ・自然環境や地域資源を活かした水と緑の景観形成、地域特性にあった美しい景観づくりによる環境と共生した都市づくり

● 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

- ・広域交通網を活かした新たな産業集積や既存産業基盤の維持・充実、農業振興による活力ある都市づくり
- ・地域資源の活用、観光の振興による個性的で魅力ある都市づくり

《本区域の将来都市構造》

快適・便利で暮らしやすい、また環境にもやさしく都市経営コストの面からも持続可能な多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を目指す。

《主要用途の配置方針》

- 住宅地：石橋・下古山地区、JR石橋駅東地区、仁良川地区、(国) 4号周辺、JR小金井駅周辺、JR自治医大駅周辺
- 商業地：JR自治医大駅周辺(都市的商業地)、JR石橋駅・小金井駅周辺(日常的商業地)
- 業務地：JR自治医大駅周辺(都市的業務地)
- 工業地：石橋第一～第三工業団地、柴工業団地、西坪山工業団地、下坪山工業団地

《市街化調整区域の土地利用の方針》

- 高速道路ICや幹線道路、駅などの都市基盤を有効活用するとともに、拠点地区の形成に寄与し計画的な市街地整備の見通しがある地区については、市街化区域への編入や地区計画などにより計画的な整備・保全を図る。

《主要な施設の整備目標（概ね10年以内）》

● 都市間・都市内連携軸：

- (主)栃木二宮線(都市計画道路3・4・4号小金井仁良川線、(主)鹿沼下野線
- (一)結城石橋線(都市計画道路3・4・901号薬師寺仁良川線)
- (一)小山下野線(都市計画道路3・5・2号小山国分寺線)
- 市道(都市計画道路3・4・801号小金井西通り)

● 鉄道・バス：デマンド交通の運行・強化

● 下水道：笹原、小金井、仁良川、薬師寺地区など

● その他：粗大ごみ処理施設(リサイクルセンター)

③ 『第二次下野市総合計画：基本構想』（平成 28 年 3 月）

《将来像》 ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市

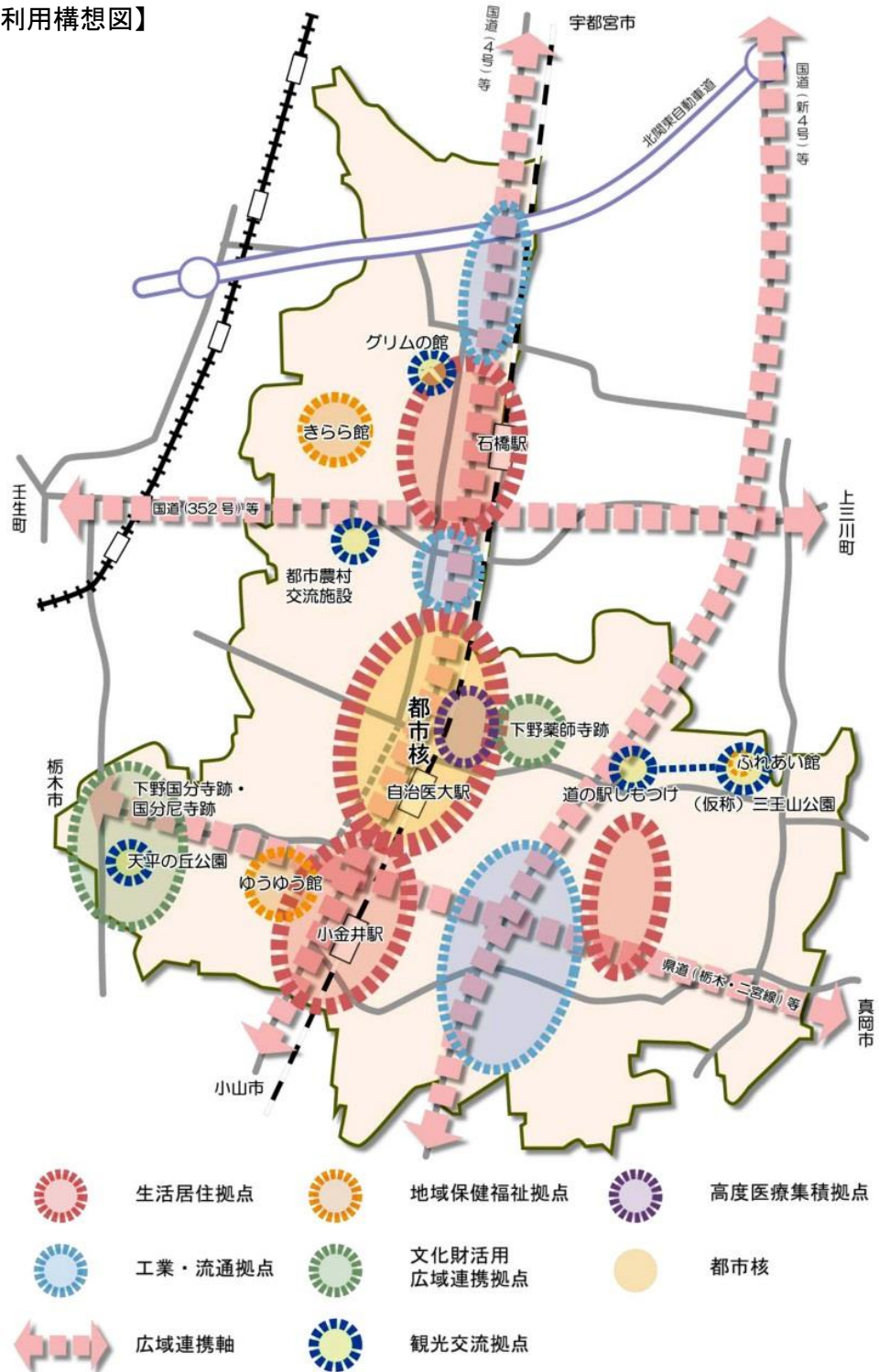
～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～

《将来の人口推計》 平成 37 年推計値：57,645 人

《土地利用方針：主要拠点》（抜粋）

- ・生活居住拠点（3 駅中心のコンパクトなまちづくり、居住誘導）
- ・工業・流通拠点（地域産業の振興と雇用の促進のための工業拠点。北関東自動車道に近接する新たな交通拠点の工業・流通機能強化）
- ・都市核（自治医大駅周辺における行政機能など都市機能の集積）

【土地利用構想図】



④『第二次下野市総合計画：前期基本計画』（平成28年3月）

《都市基盤目標》

快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり

《基本施策》

●快適に住み続けられる住環境づくり

～JR3駅を中心としたコンパクトなまちづくりによる住みやすい環境づくり～

【土地利用の推進】

- ・都市計画マスタープランの改定・推進
- ・立地適正化計画の策定・推進
- ・土地区画整理事業の推進（仁良川地区・石橋駅周辺地区）
- ・地籍調査の推進

【住環境の整備】

- ・住宅環境向上の推進
- ・定住希望者への定住取得支援

【良好な景観の形成】

- ・屋外広告物の適正管理

●人に優しい交通環境づくり

～利便性の高い広域ネットワークによる安全に暮らすことができる環境づくり～

【道路・橋梁の整備】

- ・主要幹線道路ネットワーク・通学道路対策の推進
- ・生活道路等の計画的な整備
- ・自治医大周辺の交通バリアフリー環境の整備
- ・スマートインターチェンジ設置の検討

【道路・橋梁の維持管理】

- ・道路・橋梁の計画的な維持管理の推進
- ・生活道路等の適正な維持管理の強化

●安全で快適な水環境づくり

～良質な水の供給と適正な汚水処理による水環境づくり～

【安心・安定した上水道の供給】

- ・重要給水施設配水管更新事業の推進
- ・配水管の拡張に寄る普及率の向上
- ・水道施設維持管理の充実
- ・石渡セメント管等布設替事業の推進
- ・水道料金徴収事務の効率化

【生活排水処理の充実】

- ・公共下水道・特環下水道の整備・推進
- ・下水道未整備区域における浄化槽設置支援
- ・水洗化の促進
- ・下水道事業における公営企業会計の適用

⑤ 『第二次下野市国土利用計画』（平成 28 年 3 月）

「市民の幸福感の向上」「人や企業に選ばれる自治体」の実現に向けた適切かつ秩序ある市土利用推進の方針を設定しています。

《市土利用の基本方針》

- ・ 持続可能で快適な都市を支えるコンパクトシティの形成
- ・ 市民の生命・財産を守る安全・安心な市土の形成
- ・ 市の発展・魅力創出に資する計画的な市土利用の推進
- ・ 田園環境の適正な管理・保全によるうるおいのある市土の形成

《目標年次における人口》 平成 37 年：57,645 人

《土地の有効利用の方針：宅地》（抜粋）

- ・ コンパクトシティ形成に向けた、住宅地における適正規模での宅地供給の促進と空き家等既存建築物の有効活用による街なか居住の促進
- ・ 工業用地の操業環境の維持・充実、産業振興に向けた工業用地の創出検討
- ・ JR 駅周辺の既存商業地の空洞化特性とにぎわいの再生
- ・ JR 自治医大駅周辺における市役所本庁舎整備を活かした計画的な土地利用

⑥ 『下野市人口ビジョン』（平成 27 年 10 月）

今後直面する課題である人口減少の克服に向けた活力ある地域社会を創生していく取組が求められることから、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を設定しています。

《目指すべき将来の方向》

- ・ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・ 子育て世代をターゲットにした転入の促進
- ・ 下野市の特性を生かした雇用の創出
- ・ 下野市に住み続けることができる安全・安心なまちづくり
- ・ 市民の幸福感の向上

《人口の将来展望》

- ・ 2040 年（平成 52 年）：57,598 人（社人研推計と比べ 6,318 人多い）
- ・ 2060 年（平成 72 年）：54,242 人（ 〃 13,539 人多い）

⑦ 『下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成 27 年 10 月）

人口ビジョンの実現に向け、平成 27 年から 31 年までの 5 年間の取り組みを設定。

《基本目標 1：魅力的で安定した雇用を創出する》（抜粋）

- ・ 新たな産業の育成（新 4 号国道などの交通アクセスを活かした物流関連産業等）

《基本目標 2：東京圏からの新しいひとの流れをつくる》（抜粋）

- ・ 土地利用の推進（JR 3 駅を中心とした有効な土地利用、土地区画整理事業による優良宅地の供給等）
- ・ 住環境の整備（住宅取得補助による定住促進、住環境の向上及び安全性確保）
- ・ 公園・緑地・交通環境の整備、上下水道事業の推進

《基本目標 4：安心な暮らしを守り幸せを実感できるまちをつくる》（抜粋）

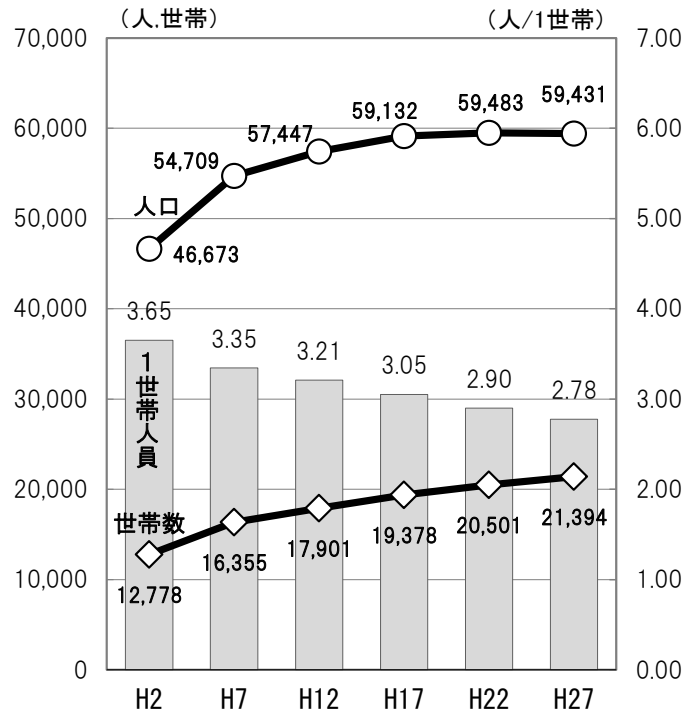
- ・ 快適に暮らせる環境づくり（公共交通の整備等）

(3) 人口特性

① 総人口と世帯数

- (ア) 平成27年国勢調査における人口は59,431人となっており、平成22年からは僅かながら減少に転じています。
- (イ) 世帯数は、一貫して増加の傾向を示しており、それに反比例する形で、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

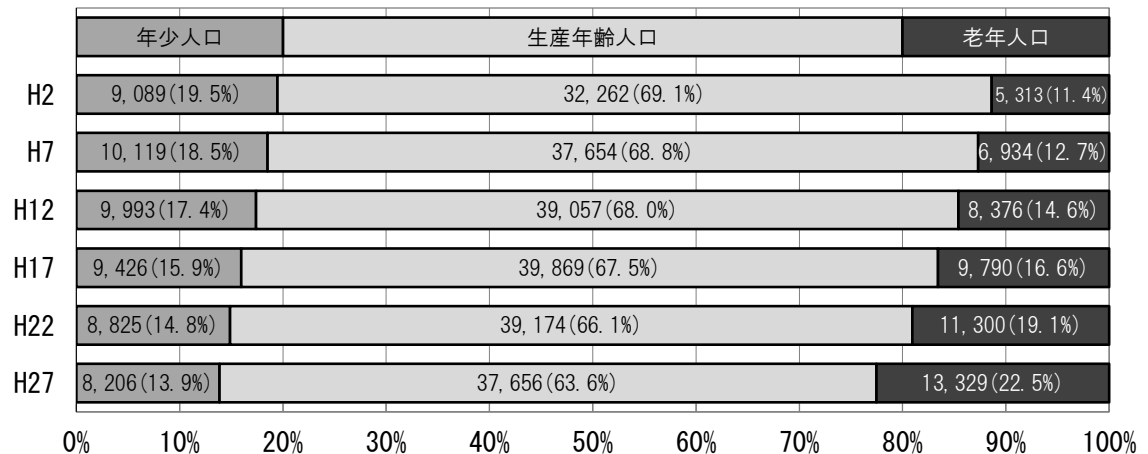
【人口・世帯数等の推移】 資料：国勢調査



② 年齢別人口

- (ア) 年齢3区分別人口の割合では、年少人口が8,206人(13.9%)、生産年齢人口が37,656人(63.6%)、老年人口が13,329人(22.5%)であり、平成27年から、高齢化率が21.0%を超える超高齢社会となっています。
- (イ) 栃木県における年齢3区分別人口の割合は、年少人口が12.9%、生産年齢人口が61.2%、老年人口が25.9%であり、県と比較するとこれまでの高齢化の進行は緩やかとなっています。

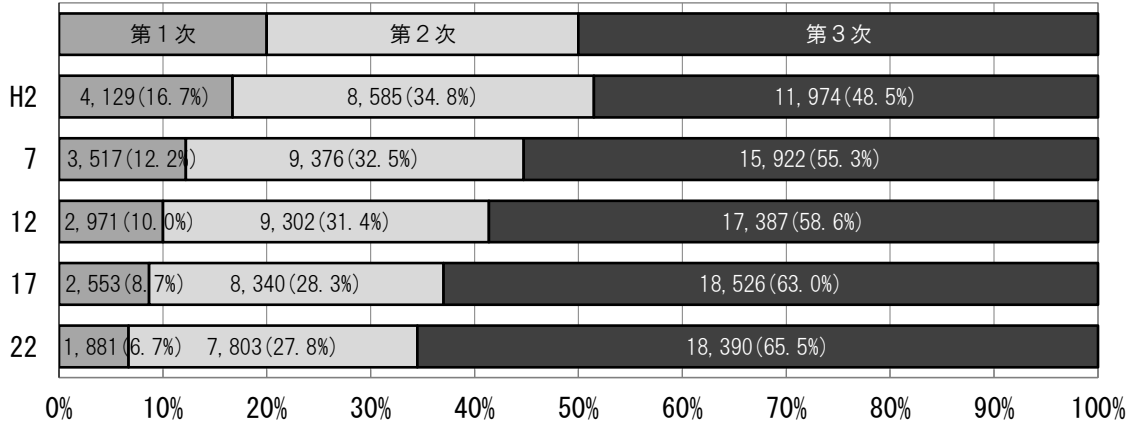
【年齢3区分別人口割合の推移】 資料：国勢調査



③ 産業別人口

- (ア) 産業大分類別人口の割合では、第1次・第2次が減少傾向となっています。特に第1次産業が10年前と比べ約3%、20年前と比べ約10%の減少となっています。
- (イ) 第3次産業は10年前と比べ約7%、20年前と比べ約17%の増加となっています。

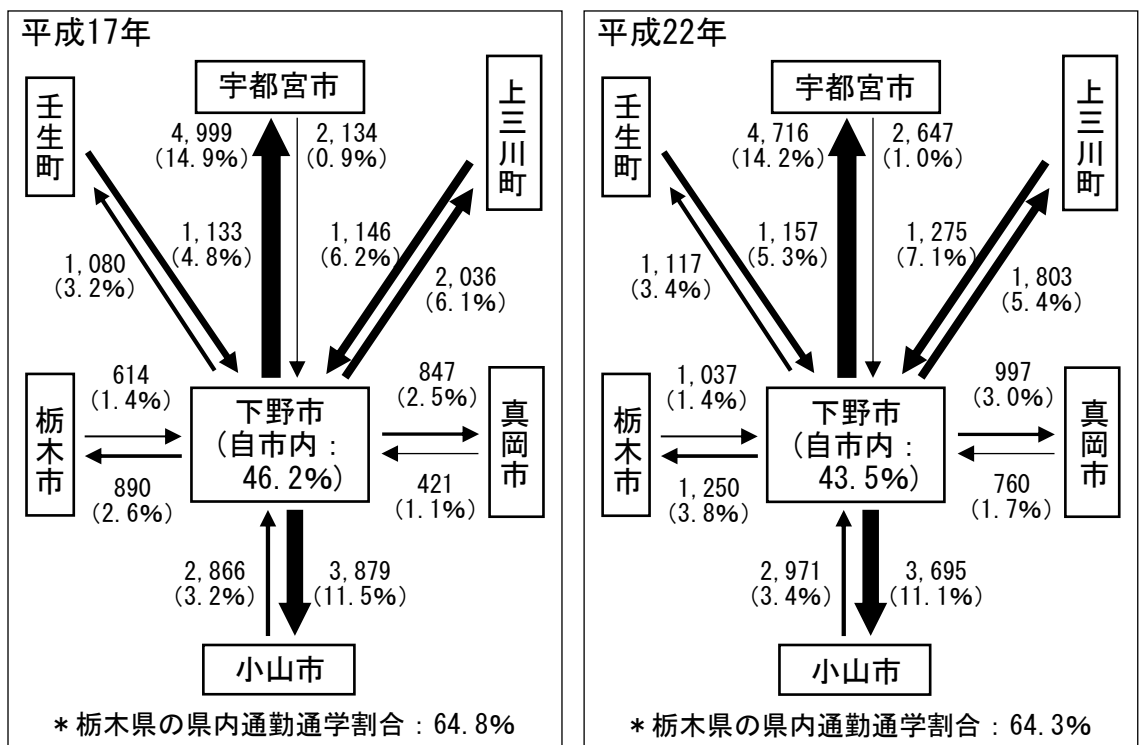
【産業大分類別人口割合の推移】 資料：国勢調査



④ 通勤・通学による流出人口

- (ア) 通勤・通学の状況では、自市内での割合が50%弱で、栃木県全体の割合と比べ10ポイント以上低くなっています。また、平成17年と22年の比較では、2.7ポイント低くなっており、流出超過の傾向が強くなっています。
- (イ) 通勤・通学の「流出」状況では、宇都宮市・小山市への流出が10%以上と多く、次いで上三川町への流出が多くなっています。平成17年と22年の比較では、栃木市への流出が2.6%→3.8%と増加しています。
- (ウ) 通勤・通学の「流入」状況では、実数では宇都宮市・小山市から2千～3千人の流入が見られ、割合では壬生町からの流入が4.8%→5.3%と増加しています。

【通勤・通学流出入（主な市町）】 資料：国勢調査 (人)



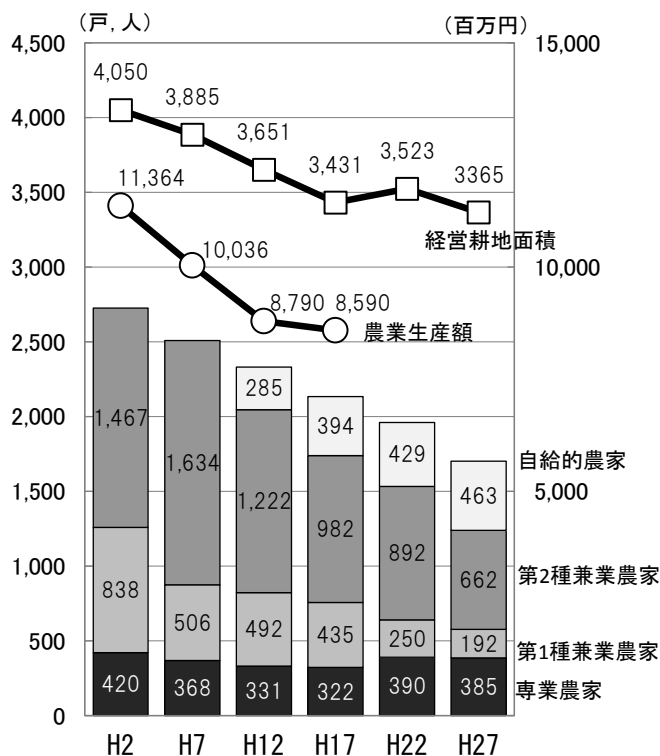
*パーセンテージは各市町の通勤・通学者総数に対する割合

(4) 産業特性

① 農業

- (ア) 農業は、野菜・稲作などを中心に首都圏などの都市部へ出荷する近郊農業が主体となっています。
- (イ) 経営耕地面積、農業算出額は、減少傾向が続いています。
- (ウ) 農家数は、一貫して減少傾向にあるものの、専業農家は新規就業者がいるため減少傾向は小さくなっています。大きく減少しているのは兼業農家で、自給的農家が増加しています。農業従事者の高齢化や耕地面積の縮小などの影響から、地域の担い手に農地の集約化が進んでいます。

【農業：農家数等の推移】 資料：農業センサス



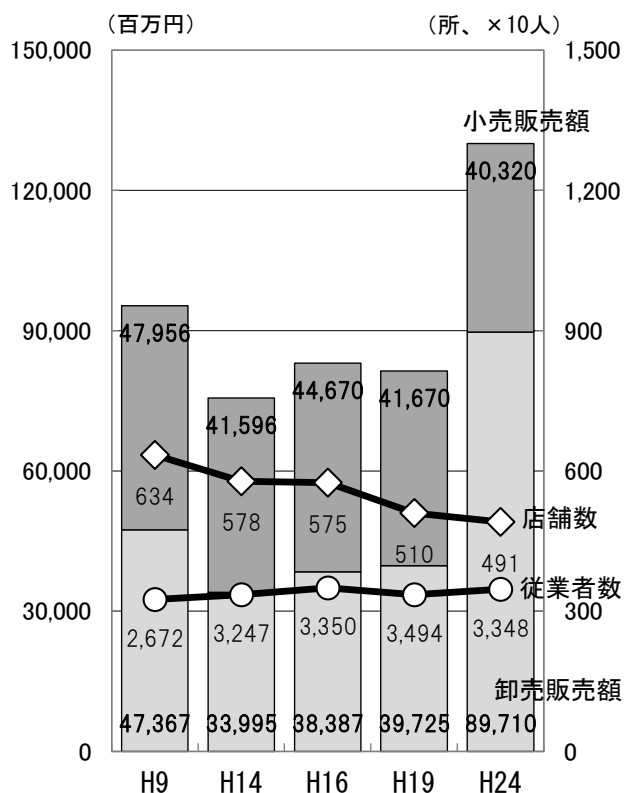
※平成22年以降の市町村別農業生産額は未公開

② 商業

- (ア) 商業は、市民アンケートにおける生活圏の動向を見ると、身近な買い物は市内の主要な市街地で、嗜好品などの特別な買い物などは宇都宮・小山等の大規模な商業拠点に流出している状況にあります。一方で市内においては、販売額の回復傾向が見られます。
- (イ) 従業員数は、平成19年に一度減少しているものの、その後回復し長期的には増加傾向にあります。
- (ウ) 店舗数は、一貫した減少傾向にあります。
- (エ) 販売額は、小売業は店舗数の減少と比例して、減少傾向にありますが、卸売業は、平成24年に大きく増加しています。

【商業：店舗数等の推移】

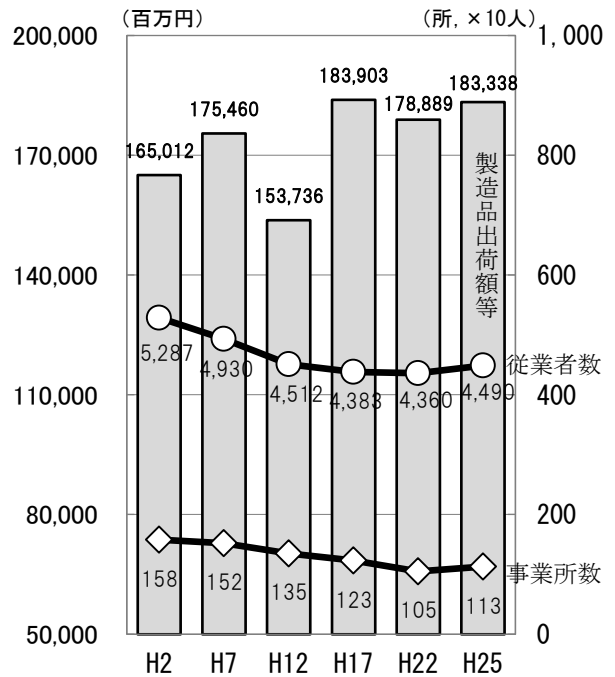
資料：商業統計調査、経済センサス



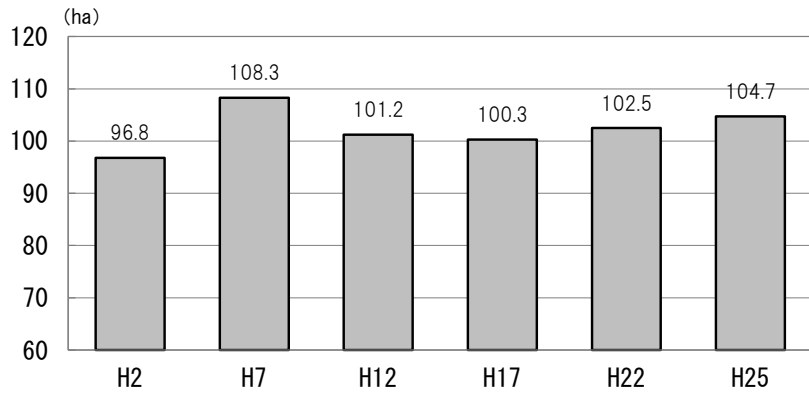
③ 工業

- (ア) 工業は、事業所・従業者数とも減少傾向にありますが、従業者数は平成17年から横ばいとなっています。
- (イ) 製造品出荷額等は増減を繰り返している状況にあります。ただし、20年の長期的動向として捉えると、出荷額は10年前と比べ約10%増加、20年前と比べ約8%の増加となっています。
- (ウ) また、工業用地面積については、平成7年をピークに一度減少していますが、長期的には緩やかに増加傾向を示しています。

【工業：事業所数等の推移】 資料：工業統計調査



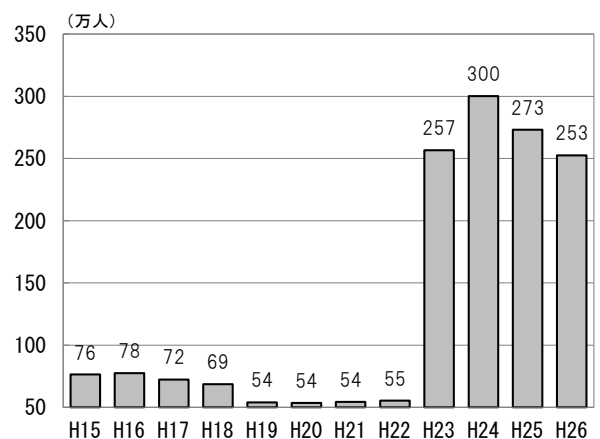
【工業：工業用地面積の推移】 資料：工業統計調査



④ 観光

観光は、「天平の花まつり」などイベントによる集客が主体となり、平成22年までは、年間50万人余りの集客でしたが、平成23年に「道の駅しもつけ」がオープンし、集客力が急激に向上しました。以降、毎年200万人以上の入込客数を維持しています。

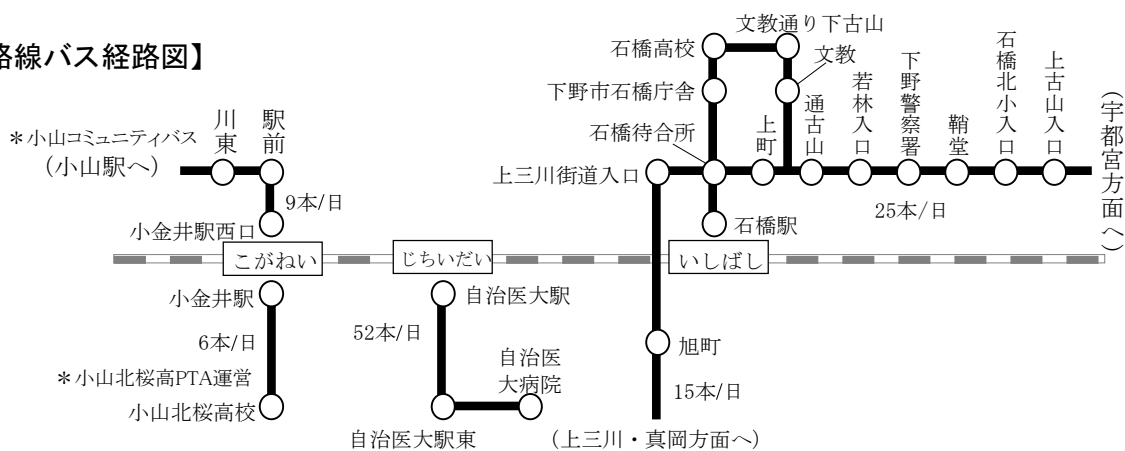
【観光客入込客数の推移】 資料：県観光交流課



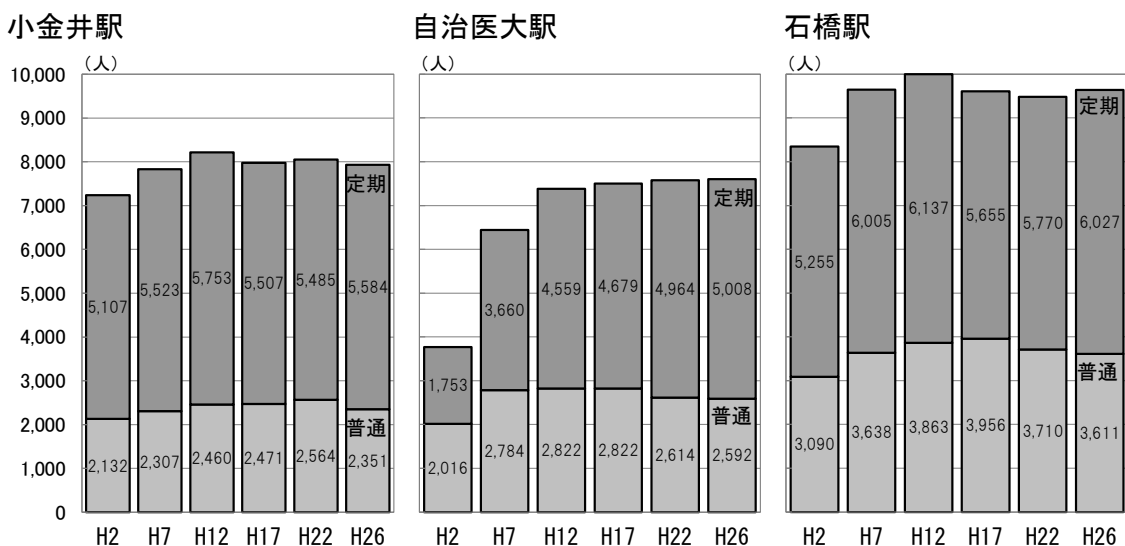
(5) 交通特性

- (ア) 主要な道路としては、北関東自動車道・国道4号・新4号国道・国道352号や周辺市町と連携する県道等となっています。
- (イ) JR宇都宮線（東北本線）により東京と約90分（快速では約70分）で結ばれ、首都圏への通勤圏に含まれます。市内の3駅（小金井駅・自治医大駅・石橋駅）の利用者（1日あたり）は、平成12年までは増加傾向にあったものが、それ以降は増減を繰り返しながら横ばい傾向が続いています。
- (ウ) また、バスについては、市民が安全に安心して外出・移動できる「ドア・トゥ・ドア型」デマンドバスが運行されています。周辺市町や市内の主要な施設を結ぶ路線バスについては、小山コミュニティバス1系統と民間による4系統が運行されています。

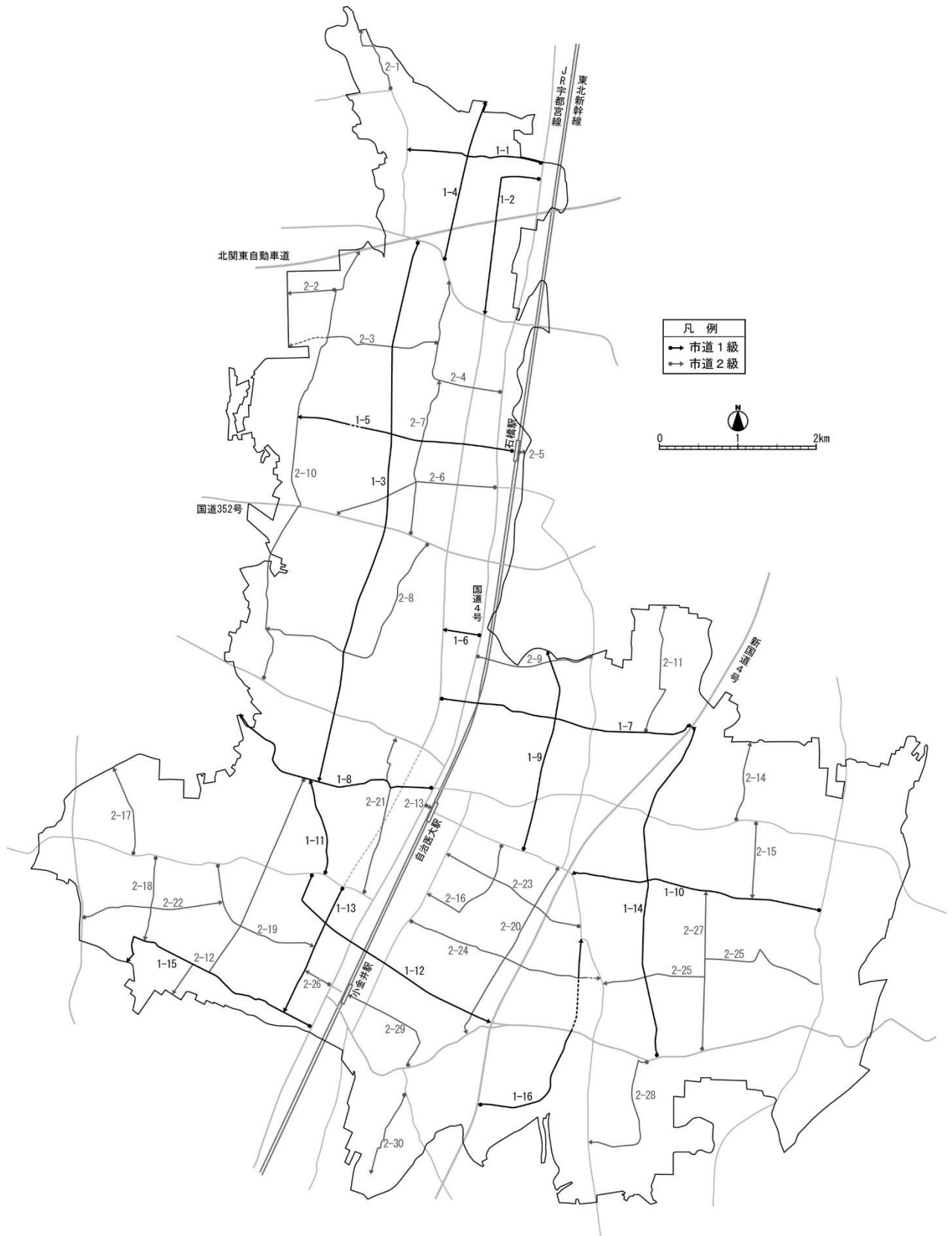
【路線バス経路図】



【駅利用者数の推移（1日あたり利用者数）】（資料：栃木県統計年鑑より作成）



【市道網図（*市道1・2級）】



(6) 都市計画事業・施設等の状況

① 市街地整備

- (ア) 市街化区域は982.0haで、行政区域面積に対する面積割合は13.2%です。
- (イ) 用途地域は、市街化区域において指定され、内訳は、住居系が658.5ha（市街化区域の67.1%）、商業系が51.4ha（同5.2%）、工業系が272.1ha（同27.7%）となっています。
- (ウ) 石橋第一～第三工業団地において特別工業地区建築条例が定められています。第一工業団地は現在未利用地となっており、今後の利活用が課題となっています。
- (エ) 面的整備は、土地区画整理事業の施行済が7地区、施行中が2地区で、工業団地が6地区整備済（100%分譲済）となっています。
- (オ) 自治医科大学周辺地区においては地区計画が定められています。

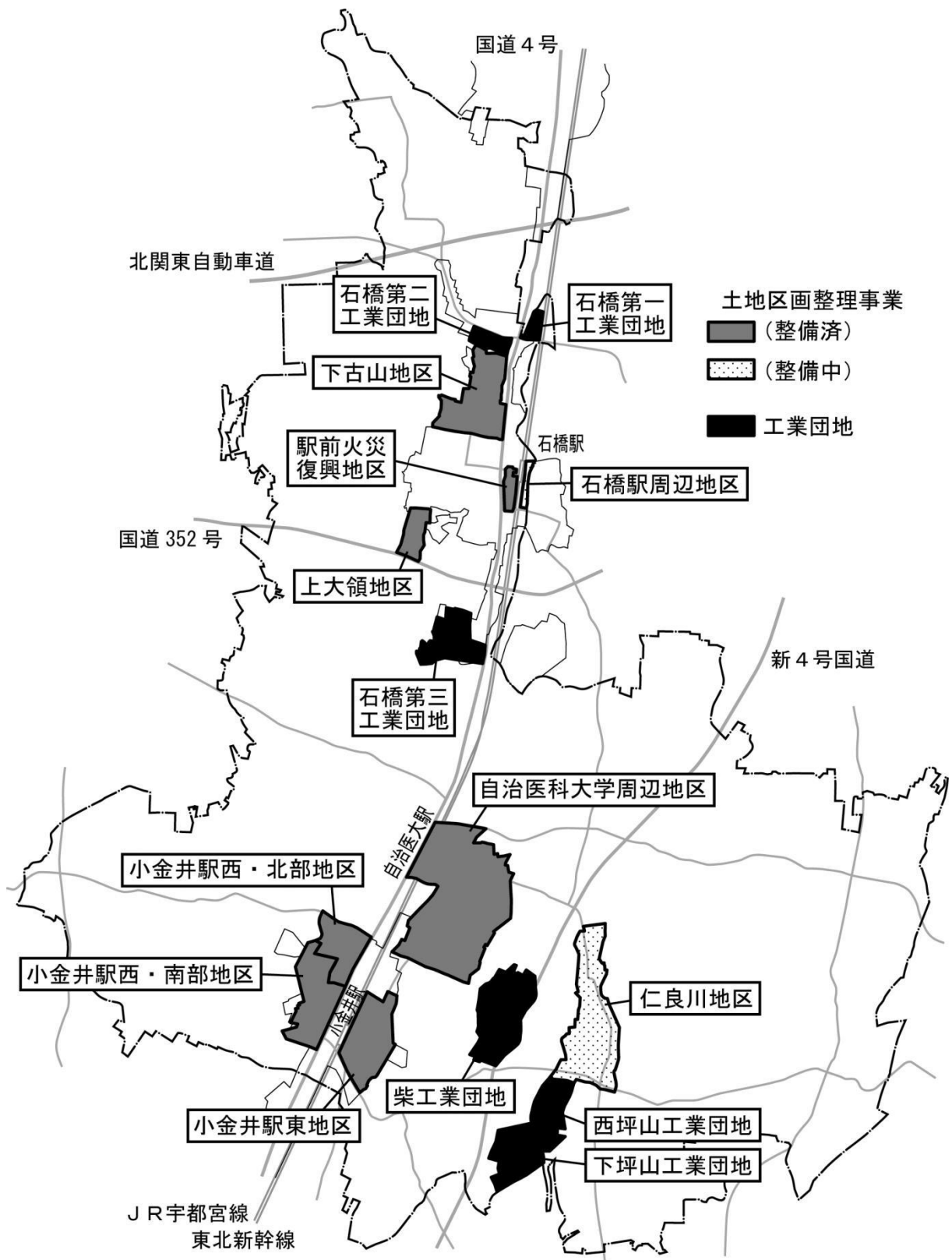
【工業団地立地状況】（資料：県産業労働観光部）（平成28年3月現在）

団地名	総面積(ha)	工業用地面積(ha)	立地企業数(社)	分譲開始
西坪山	40.8	34.7	6	S50.1
石橋第一	8.7	7.5	0	S37.9
石橋第二	11.7	11.0	4	S40.3
石橋第三	29.1	28.2	7	S41.10
柴	20.7	18.2	6	S52.1
下坪山	13.9	10.1	7	H6.11

【土地区画整理事業の状況】（資料：「下野の区画整理」 平成25年10月現在）

地区名	施行主体	施行面積(ha)	都市計画決定告示	事業計画決定公示	施行年度(国庫補助)	換地処分公示日
駅前火災復興	市	6.5	S28.7.14	S28.9.8	S28～S40	S40.9.20
上大領	市	17.8	S41.10.22	S42.3.13	S42～S46	S47.2.25
小金井駅東	市	53.5	S46.8.10	S46.12.23	S46～S52 (S46～S50)	S52.11.28
自治医科大学周辺	公団	182.0	S55.3.31	S57.1.6	S56～H5 (S56～H5)	H6.4.8
小金井駅西・北部	市	33.1	S51.10.29	S55.2.20	S54～H9 (S54～H4)	H9.6.27
小金井駅西・南部	市	52.5		S61.5.16	S61～H15 (S61～H13)	H16.3.5
下古山	市	60.4	S47.3.31	S55.10.31	S55～H27 (S56～H9)	H22.7.30
石橋駅周辺	市	5.5	S63.4.8	S63.12.12	S63～H32 (S63～H7)	施行中
仁良川	市	91.4	H7.5.1	H8.3.12	H7～H35 (H7～H30)	施行中

【面的整備地区】



② 都市計画道路

都市計画道路は36路線が計画決定されており、幅員・延長等は下表のとおりです。

【都市計画道路の状況（*地域別）】（資料：都市計画課 平成28年3月現在）

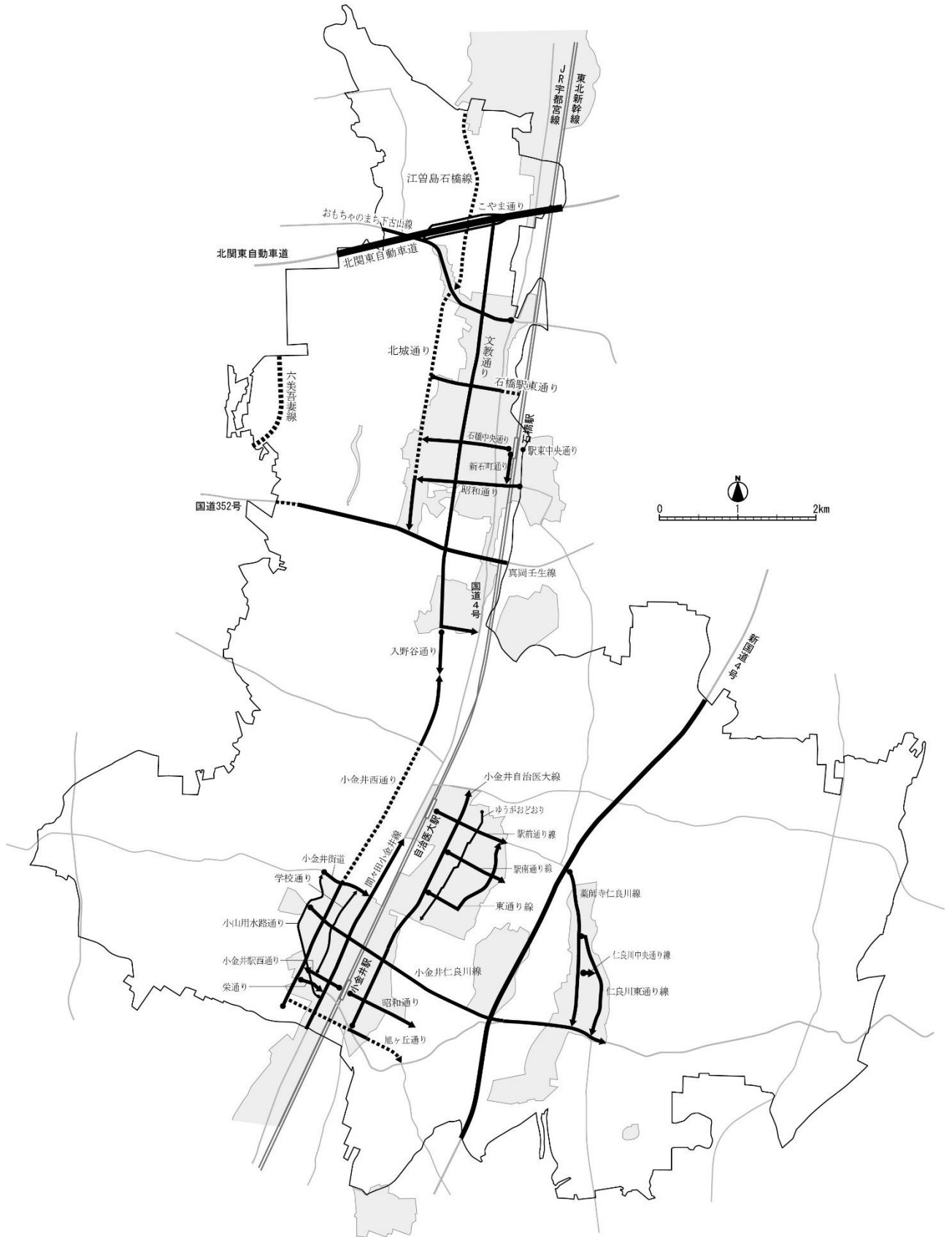
	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	都市計画決定(直近変更日)	決定 権者
南 河 内	3・2・1新4号国道	38.5	5,750	S44.4.11(H13.1.19)	県
	3・4・4小金井仁良川線	16.0	1,597	S31.5.4(H13.1.19)	県
	3・4・5小金井自治医大線	16.0	1,985	S31.5.4(H13.1.19)	県
	3・4・6駅前通り線	16.0	935	S55.3.31(H13.1.19)	県
	3・4・901薬師寺仁良川線	16.0	2,070	S47.9.30(H13.1.19)	県
	3・5・1東通り線	12.0	1,550	S55.3.31(H13.1.19)	市町村
	3・5・901駅南通り線	12.0	850	S55.3.31(H13.1.19)	市町村
	3・5・902仁良川東通り線	12.0	1,400	H7.5.1(H13.1.19)	県
	3・5・903仁良川中央通り線	12.0	270	H7.5.1(H13.1.19)	市町村
	8・6・901ゆうがおどおり	8.0	1,290	S60.4.24(S60.4.24)	市町村
石 橋	1・3・1北関東自動車道	23.5	2,670	S63.4.8(H12.8.22)	県
	3・4・8六美吾妻線	25.0	1,235	S63.4.8(H13.1.19)	県
	3・4・803真岡壬生線	20.0	3,120	S39.11.25(H28.3.29)	県
	3・4・804おもちゃのまち下古山線	18.0	2,250	S39.3.28(H28.3.29)	県
	3・4・805石橋駅東通り	18.0	1,120	S41.7.26(H28.3.29)	市町村
	3・4・806駅東中央通り	18.0	50	S47.3.1(H28.3.29)	市町村
	3・4・807文教通り	18.0	5,750	S39.11.25(H28.3.29)	県
	3・4・808北城通り	16.0	3,150	S39.11.25(H28.3.29)	市町村
	3・4・809こやま通り	20.0	1,490	S63.4.8(H28.3.29)	県
	3・4・810入野谷通り	17.0	590	H14.2.8(H28.3.29)	県
	3・5・805石橋中央通り	15.0	1,140	S27.4.5(H28.3.29)	市町村
	3・5・806江曾島石橋線	15.0	2,360	S47.3.15(H28.3.29)	市町村
	3・6・801昭和通り	11.0	1,360	S27.4.5(H28.3.29)	県
	3・6・802新石町通り	11.0	430	S28.7.14(H28.3.29)	市町村

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

路線名		幅員 (m)	延長 (m)	都市計画決定(直近変更日)	決定 権者
国分寺	3・2・1新4号線	38.5	1,200	S44.4.11(H13.1.19)	県
	3・4・2間々田小金井線	15.0	2,660	S19.5.13(H13.1.19)	県
	3・4・4小金井仁良川線	16.0	2,723	S31.5.4(H13.1.19)	県
	3・4・5小金井自治医大線	16.0	1,425	S31.5.4(H13.1.19)	県
	3・4・6駅前通り線	16.0	105	S55.3.31(H13.1.19)	県
	3・4・801小金井西通り	17.0	4,760	S31.5.4(H14.2.8)	県
	3・4・802小金井駅西通り	16.0	540	S31.5.4(H13.1.19)	県
	3・5・2小山国分寺線	17.0	350	H13.1.12(H13.1.19)	県
	3・5・801旭ヶ丘通り	12.0	1,720	S31.5.4(H13.1.19)	市町村
	3・5・802昭和通り	12.0	930	S40.8.5(H13.1.19)	市町村
	3・5・803栄通り	12.0	380	S61.2.21(H13.1.19)	市町村
	3・5・804小金井街道	12.0	690	S31.5.4(H14.2.8)	県
	8・6・801ゆうがおどおり	8.0	400	S60.5.17(S60.5.17)	市町村
	8・7・802学校通り	6.0	1,190	S61.2.21(S61.2.21)	市町村
	8・7・803小山用水路通り	6.0	1,730	S61.2.21(S61.2.21)	市町村
8・7・804駅東広場南通り	6.0	60	H8.4.5(H8.4.5)	市町村	

【都市計画道路の状況】



③ 都市公園

都市公園は56箇所が計画決定されています。

【公園等整備状況】（資料：都市計画課 平成28年3月現在）

項目	南河内		石橋		国分寺		下野市(計)	
	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所
都市公園	13.59ha	17箇所	15.78ha	12箇所	51.86ha	27箇所	81.23ha	56箇所
ひろば	3.18a	6箇所	-ha	-箇所	-ha	-箇所	3.18ha	6箇所
開発公園	0.02ha	1箇所	0.50ha	29箇所	0.16ha	7箇所	0.68ha	37箇所
公共施設緑地	1.32ha	1箇所	0.42ha	1箇所	-ha	-箇所	1.74ha	2箇所
農村公園	-ha	-箇所	0.50ha	3箇所	0.29ha	1箇所	0.79ha	4箇所
河川公園	2.70ha	3箇所	1.69ha	8箇所	0.10ha	1箇所	4.49ha	12箇所
その他	5.40ha	8箇所	0.08ha	2箇所	-ha	-箇所	5.48ha	10箇所
整備中	12.48ha	7箇所	0.07ha	1箇所	-ha	-箇所	12.55ha	8箇所
合計	38.69ha	43箇所	19.03ha	56箇所	52.41ha	36箇所	110.14ha	135箇所

【都市公園の整備状況（*地域別）】（資料：都市計画課 平成28年3月現在）

公園名	種別	都市計画決定		開設		備考	
		年月日	面積(ha)	年月日	面積(ha)		
南河内	2・2・901 パンダ公園	街区	H3.2.20	0.20	H3.3.30	0.20	
	2・2・902 ライオン公園	街区	H3.2.20	0.20	H5.4.1	0.20	
	2・2・903 カンガルー公園	街区	H3.2.20	0.25	H3.3.30	0.25	
	2・2・904 ペンギン公園	街区	H3.2.20	0.30	H3.3.30	0.30	
	2・2・905 コアラ公園	街区	H3.2.20	0.22	H3.3.30	0.22	
	2・2・906 アヒル公園	街区	H3.2.20	0.24	H3.3.30	0.24	
	2・2・907 シマウマ公園	街区	H3.2.20	0.34	H6.3.31	0.34	
	2・2・908 ウサギ公園	街区	H3.2.20	0.20	H3.3.30	0.22	
	2・2・909 キリン公園	街区	H3.2.20	0.27	H6.3.31	0.27	
	3・3・901 諏訪山公園	近隣	S60.5.30	2.20	S62.7.1	2.20	
	3・3・902 祇園原公園	近隣	S60.5.31	2.10	S62.7.1	2.20	
	4・3・901 別処山公園	地区	S61.2.21	3.40	H4.3.31	6.30	
	スマレひろば	街区			H3.3.30	0.05	
	スズランひろば	街区			H3.3.30	0.09	
	ヒマワリひろば	街区			H3.3.30	0.05	
	チューリップひろば	街区			H5.4.1	0.05	
	下坪山公園	街区			H8.4.1	0.43	
	三王山ふれあい公園	地区	-	-	-	10.39	予定
	仁良川地区	近隣公園	近隣	-	-	-	1.00
街区公園1号		街区	-	-	-	0.23	予定
街区公園2号		街区	-	-	H24.3.30	0.30	
街区公園3号		街区	-	-	-	0.31	予定
街区公園4号		街区	-	-	H25.11.20	0.37	
街区公園5号		街区	-	-	-	0.20	予定
街区公園6号		街区	-	-	-	0.20	予定
街区公園7号	街区	-	-	-	0.15	予定	

公園名	種別	都市計画決定		開設		備考	
		年月日	面積(ha)	年月日	面積(ha)		
石橋	(小)2・2・813 下石橋児童公園	街区	H28. 3. 29	0. 83	S48. 3. 31	0. 85	
	(小)2・2・814 大光寺児童公園	街区	H28. 3. 29	0. 53	S47. 4. 1	0. 54	
	(小)2・2・815 中央公園	街区	H28. 3. 29	0. 16	S52. 3. 31	0. 21	
	(小)2・2・816 横塚児童公園	街区	H28. 3. 29	0. 25	H4. 2. 10	0. 25	
	(小)2・2・817 新田下児童公園	街区	H28. 3. 29	0. 25	H6. 3. 31	0. 25	
	(小)2・2・818 新田上児童公園	街区	H28. 3. 29	0. 25	H13. 10. 1	0. 25	
	若林公園	街区	-	-	H14. 4. 1	0. 15	
	姿川アメニティパーク	近隣	-	-	H6. 3. 31	3. 13	
	グリムの森	近隣	-	-	H8. 6. 25	2. 41	
	(小)6・5・801 大松山運動公園	運動	H28. 3. 29	14. 20	S58. 3. 17	6. 67	
	新田西公園	街区	-	-	H24. 12. 25	0. 22	
	文教公園	近隣	-	-	H25. 12. 1	0. 85	
	石橋駅東公園	街区	-	-	-	0. 07	予定
	国分寺	(小)2・2・801 日酸公園	街区	S61. 2. 21	0. 67	S48. 4. 1	0. 97
(小)2・2・802 朝日児童公園		街区	S48. 7. 16	0. 36	S49. 4. 1	0. 36	
(小)2・2・803 夕やけ児童公園		街区	S48. 7. 16	0. 34	S50. 4. 1	0. 34	
(小)2・2・804 八竜神児童公園		街区	S59. 1. 31	0. 30	S63. 3. 31	0. 30	
(小)2・2・805 西原児童公園		街区	S61. 2. 21	0. 70	H5. 4. 1	0. 70	
(小)2・2・806 丸野公園		街区	S61. 2. 21	0. 62	S52. 10. 1	0. 62	
2・2・807 笹竹公園		街区	H3. 2. 15	0. 19	H3. 4. 1	0. 19	
2・2・808 土橋公園		街区	H3. 2. 16	0. 20	H3. 4. 1	0. 20	
2・2・809 古館公園		街区	H3. 2. 17	0. 20	H3. 4. 1	0. 20	
2・2・810 南原公園 (下町公園)(*)		街区	H5. 4. 6	0. 33	H16. 3. 24	0. 33	
2・2・811 久保公園		街区	H5. 4. 6	0. 48	H13. 6. 12	0. 48	
2・2・812 原山公園		街区	H5. 4. 6	0. 10	H14. 3. 29	0. 10	
柴みなみ児童公園		街区	-	-	S59. 4. 1	0. 46	
笹根児童公園		街区	-	-	S52. 8. 1	0. 63	
みのわ古城公園		街区	-	-	S57. 3. 25	0. 88	
川中子児童公園		街区	-	-	S57. 11. 1	0. 24	
上町児童公園		街区	-	-	S59. 7. 26	0. 29	
上芝児童公園		街区	-	-	S60. 10. 14	0. 40	
うさぎ野公園		街区	-	-	H12. 4. 1	0. 05	
小山用水親水公園		街区	-	-	H13. 6. 12	0. 26	
ゆうゆう公園	街区	-	-	H14. 3. 29	0. 08		

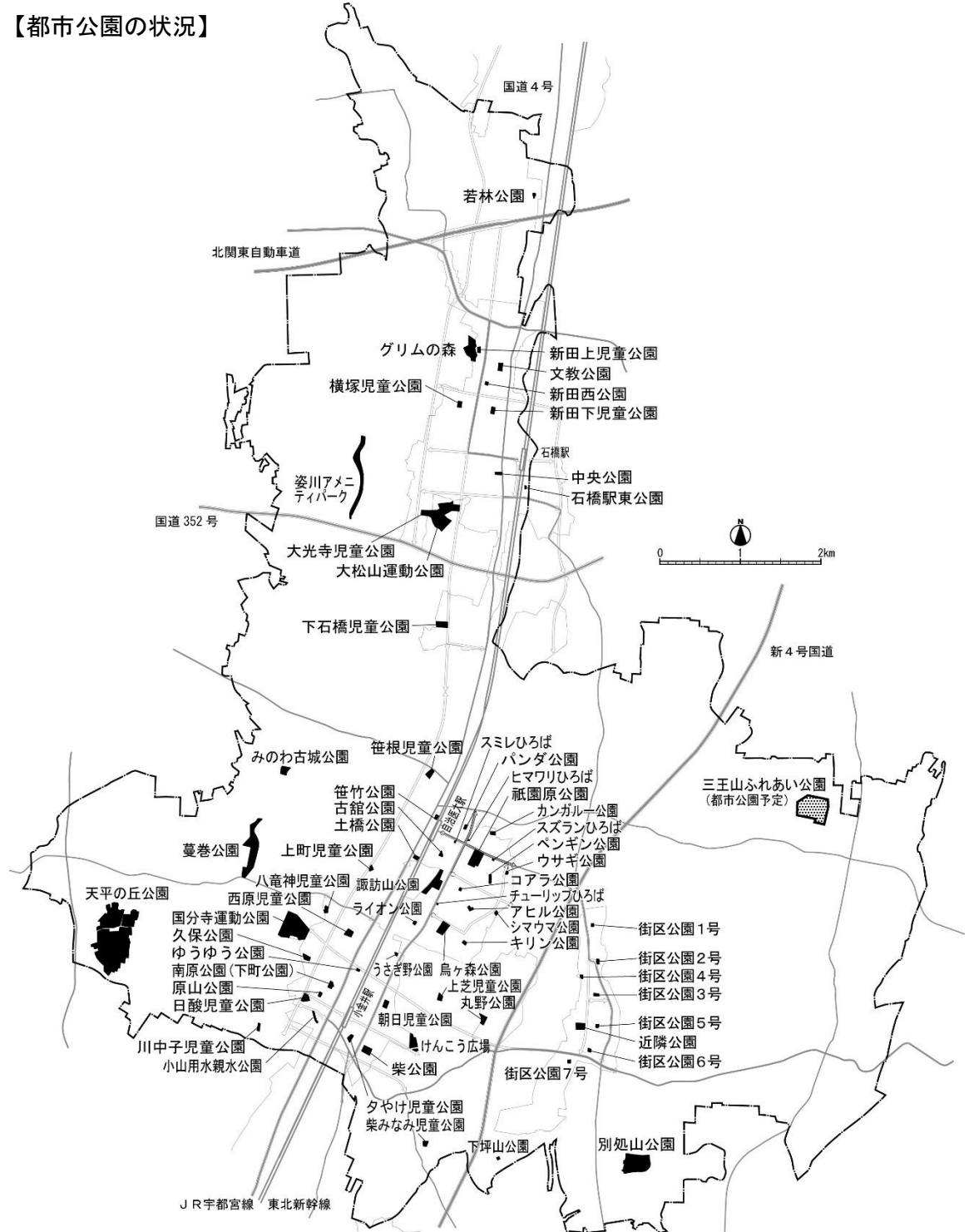
(次ページに続く)

(前ページからの続き)

国分寺	3・2・804 東公園 (柴公園) (*)	近隣	S48. 7. 16	0. 91	S52. 4. 1	0. 91	
	3・3・802 烏ヶ森公園	近隣	S60. 5. 31	1. 48	H3. 4. 1	1. 48	
	(小)4・4・801 国分寺運動公園	地区	S58. 8. 16	7. 26	S57. 3. 25	7. 26	
	けんこう広場	街区	-	-	H18. 5. 22	1. 33	
	蔓巻公園	地区	-	-	H21. 5. 1	5. 50	
天平の丘公園	歴史	-	-	H27. 4. 1	27. 30		

*都市計画決定の名称は「南原公園」、「東公園」であるが、市民には通称「下町公園」、「柴公園」で浸透している。

【都市公園の状況】



④ 上下水道

- (ア) 上水道は、上位計画に基づく整備が行われ、普及率は平成27年4月現在で約99.3%となっています。
- (イ) 下水道は、供用開始人口の割合による普及率が75.4%、水洗化率では96.4%（いずれも平成26年度末）となっています。

【下水道整備状況】 資料：市下水道課 平成27年4月1日現在

項目	南河内		石橋		国分寺		下野市(計)	
	計		計		計		計	
	公共	特環	公共	特環	公共	特環	公共	特環
行政区内人口	20,103人		21,263人		18,700人		60,066人	
供用開始	13,870人		16,528人		14,877人		45,275人	
区域内人口	12,133人	1,737人	16,528人	0人	12,415人	2,462人	41,076人	4,199人
普及率	69.0%		77.7%		79.6%		75.4%	

⑤ 河川

- (ア) 河川については、鬼怒川・田川・姿川をはじめ多くの河川が流下しているほか、水田地帯においては農業用水が整備されています。
- (イ) 河川沿いには、姿川アメニティパーク、姿川サイクリングロード、田川サイクリングロード等が整備されています。

(7) 公共公益施設等の状況

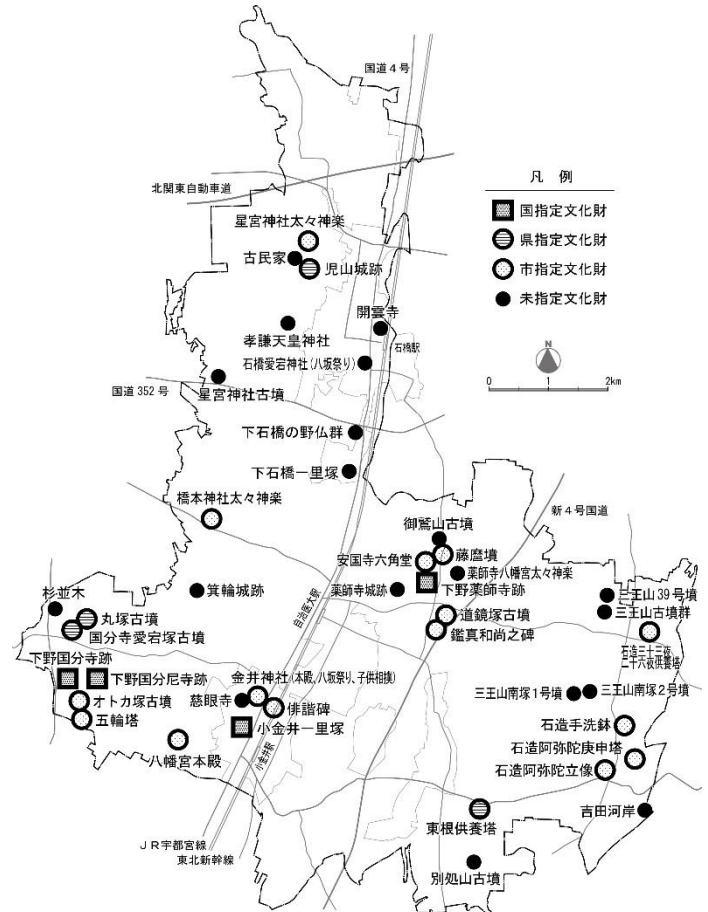
- (ア) 自治医大駅西口において市役所庁舎が開庁し、行政の中心として機能しています。
- (イ) 学校は、小学校12校、中学校4校、県立高校1校となっています。
- (ウ) 幼稚園、保育施設は、幼稚園が7箇所、保育園が10箇所、保育施設が4箇所となっています。
- (エ) ふれあい館（南河内地域）、きらら館（石橋地域）、ゆうゆう館（国分寺地域）については、健康、福祉、地域の交流など多様な利活用がなされています。
- (オ) ごみ処理施設は、宇都宮市及び小山広域組合の事業により実施しています。ただし、市内にある北部清掃センターは平成28年3月末で稼働停止となり、マテリアルリサイクル施設が平成31年度稼働予定で計画が進められています。
- (カ) 公共交通施設等の交通バリアフリー整備は、JR3駅や駅周辺の道路において整備が実施されています。

(8) 歴史文化特性

- (ア) 旧石器時代から集住の痕跡が見られ、弥生時代にはムラが形成され、古墳時代には豪族による支配が行われていました。
- (イ) 7世紀後半頃には下野薬師寺が、奈良時代の8世紀中頃には下野国分寺・国分尼寺がそれぞれ建立されました。
- (ウ) 8世紀後半には下野薬師寺に戒壇が建立されました。東日本の優秀な人材が僧侶になるために研鑽を積み戒授を受けるなど、きわめて寺格が高まりました。
- (エ) また、奈良時代の東山道や、江戸時代の日光街道の宿場町（小金井宿・石橋宿）としての繁栄、明治時代以降の鉄道駅の設置（石橋駅：明治18年・小金井駅：明治26年・自治医大駅：昭和58年）など、古くから交通の要衝としての特性を有しています。
- (オ) 市内には、国指定史跡である下野薬師寺跡・下野国分寺跡・下野国分尼寺跡・小金井一里塚をはじめ、多くの歴史文化遺産が残っています。

【文化財の状況】

（資料：「下野市歴史文化基本構想」より作成）



(9) 景観特性

- (ア) 本市の景観特性として、平坦な地形と水田による広々とした田園風景や、姿川・田川等の河川と水田が一体となった水と緑の風景などの自然的な景観が挙げられます。こうした水と緑、歴史文化遺産を活かした公園・緑地などを整備し、本市の特徴を活かした憩いの空間、人々が交流するにぎわいの空間などが形成されています。
- (イ) 住宅地等の都市的な景観についても、市街地部の面的整備地区における美しい街並みや、田園・河川・平地林等と一体となってふるさとの風景を形成する集落の景観などが特性となっています。
- (ウ) 国指定史跡下野薬師寺跡、下野国分寺跡、下野国分尼寺跡、小金井一里塚等による歴史文化遺産についても、本市の特徴ある歴史文化の景観を形成しています。

3. 用語解説（五十音順）

あ 行

【アクセス（アクセス道路）】

目的地（施設、場所等）に到達するための交通手段となる道路をいいます。

か 行

【開発許可制度】

市街化調整区域における無秩序な開発を抑制するため、開発に関する技術的な基準や手続きなどを定めます。

【北関東自動車道】

群馬県高崎市～茨城県ひたちなか市を連絡する延長約150km高速自動車国道で、群馬県・栃木県・茨城県の主要都市及び北関東の海への玄関口である常陸那珂港を結びます。また、東京から放射状にのびる東北自動車道、関越自動車道及び常磐自動車道と連結し、さらに上信越自動車道・中部横断自動車道と一体になって、東京から100～150km圏を環状に結ぶ環状道路を形成します。

【協働】

住民と行政の共通の領域において、住民と行政が課題・目的などを共有しながら良きパートナーとして連携・協力し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取組む姿勢をいいます。

【コミュニティ】

社会学等の分野では「地域社会」「地域共同体」などと定義がなされています。都市計画の分野では、主として、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりの仕組みや身近な生活環境施設の整備などにおいて用いられます（「コミュニティ道路」「コミュニティセンター」など）。

【コンパクトシティ】

駅などの公共交通を中心とした歩いて暮らせるコンパクトなエリアに都市機能が集積した都市をいいます。すでに都市機能が集積し、都市基盤整備などが行われた市街地への都市機能や居住を集約し、そうした市街地を公共交通で結ぶことにより、環境への負荷やエネルギー消費が小さく、かつ、都市機能の維持コストも少ない、これからの人口減少、超高齢社会における有効なまちのあり方とされています。

さ 行

【市街化区域】

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、具体的には、すでに市街地を形成しているか、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

【市街化調整区域】

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいいます。

【市街化調整区域における開発許可の立地基準（都市計画法第34条第11号）に基づく区域指定】

市街化調整区域における開発許可及び建築許可に関する都市計画法第34条第11号の立地基準について、おおむね50以上の建築物が連たんしている区域を条例で指定し、その区域内で行う開発行為の基準を緩和する制度です。

【市街地・集落】

都市計画法における既成市街地として、人口密度：40人/ha以上の地区が連たんして3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地が定められており、市街化区域設定の基準のひとつとなっています。本計画では、一般的にいわれるような、道路等の都市施設の整備や建物の連たんなどによりまとまった市街地が形成される地域としても位置づけています。

集落は、市街地以外において住宅・建物等が集積している部分を位置づけています。

【社会資本整備総合交付金】

旧「まちづくり交付金」として制度化されていたものが移行して、平成22年度より「社会資本整備総合交付金」となりました。地方公共団体が地域の課題やまちづくり目標の実現のため実施する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援することを目的としています。区域の設定や区域内で実施する事業等をまとめた「都市再生整備計画」を作成、計画に位置づけた事業を一括して支援します。

【少子高齢社会】

「少子社会」は、日本の出生率が、安定的に人口が維持される水準（2.1）を下まわり、かつ、子どもの数が高齢者人口（65歳以上）よりも少なくなった社会と定義されています。

「高齢社会」は、日本の総人口に占める高齢者人口の割合が14～21%、「超高齢社会」は同割合が21%以上である社会と定義されています。

【人口フレーム】

フレームとは“枠”“骨格”のことで、人口フレームは目標年次における推計人口数を意味します。

【スマートインターチェンジ（スマートIC）】

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジです。

県内においては、上河内スマートIC、佐野SAスマートIC、那須高原スマートICが整備されています（平成29年3月現在）。

【ゾーン・エリア・拠点】

本計画では、地形のまとまりなどにより大きく分けた区分を「ゾーン」、都市活動のポイントとなり、ある程度まとまりのある部分を「エリア」、特定の施設や土地利用がまとまっている部分を「拠点」として、それぞれの概念を設定しています。

た 行

【地域地区】

用途地域や防火地域等のように、目指すべきまちづくりの方向性を踏まえたゾーンに分けて建築物等の規制・誘導を行うことにより、適正な市街地の形成を図ります。

【地区計画】

一体的に整備及び保全を図るべき地区について規制・誘導することにより、地区にふさわしい環境の整備・保全を図ります。原則的に住民・利害関係者すべての参加と合意が必要です。他の都市計画より詳細で地区の実状に即した内容とすることが可能です。

平成4年の都市計画法改正により市街化調整区域でも地区計画が策定できるようになりました。

【地域森林計画対象民有林】

知事が、全国森林計画に即して、森林計画区別に、10年を1期として5年毎に立てる計画を地域森林計画といい、その区域にある民有林をいいます。

【デマンド交通】

利用者の需要（デマンド）に応じて、事前予約により運行する交通形態で、決まった経路を走る路線バスと、必要な時に呼ぶタクシーのメリットを併せ持っています。鉄道や路線バスなどが通っていない公共交通空白地域を解消し、誰もが移動しやすい交通環境づくりを支援します。セダンタイプの乗用車やワゴン車などで運用されることが多く、また、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、利用者の需要に応じた柔軟な運行が可能となります。

【都市型水害・ゲリラ豪雨】

市街地では、地表がアスファルトやコンクリートで覆われ、水を浸透、吸収できないため、集中豪雨によって側溝や下水道の容量を超える雨が降ると、水が道路などにあふれ出る（内水被害）場合があります。こうした都市部特有の水害を都市型水害といいます。

ゲリラ豪雨は、明確な定義はありませんが、集中豪雨のひとつで、局地的、短時間で予想が難しいことからこのように呼ばれています。こうした豪雨が頻繁に発生し始めた2008年頃から多く使われるようになっていきます。

【都市活動】

就業、行政、観光、文化、買い物、医療、遊びなど、主に市街地部における様々な活動をいいます。

【都市基盤施設】

道路・公園・上下水道等の都市の基盤となる施設をいいます。（英語でのインフラストラクチャーを略した「インフラ」という呼び方もあります）

【都市計画区域】

都市計画法その他の関連法令の適用を受ける区域で、具体的には、市町村の中心となる市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況等を勘案し、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域を指定します（都道府県知事による指定）。

【都市計画決定】

都市計画を一定の手続きにより決定すること。都市計画の決定権者は原則として都道府県知事または市町村です。市町村が決定する都市計画の場合、都市計画地方審議会の議を経て知事の承認を得て決定します。都市計画決定後は都市計画制限が働き、都市計画が定められた区域に関係する土地利用の権利等に一定の制限が加えられます。

【都市サービス】

交通施設・病院・スポーツ施設・商業施設・レジャー施設・文化施設・上下水道・電気・ガスなど、快適で豊かな都市生活を営んでいくための、行政が提供するサービス、市場メカニズムによって提供されるサービス、住民による公益的サービスの総体をいいます。

【土地区画整理事業】

道路・公園・下水道等の公共施設を一体的に整備し、宅地の増進及び宅地形状・面積等の整序を行い、良好な生活環境の基盤づくりを実施します。

な 行

【農業振興地域】

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて知事が指定する、自然的・経済的・社会的な諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当と認められる地域をいい、農用地区域内の開発行為については、一定の条件整理を行わない場合には原則として認められません。

は 行

【バリアフリー】

高齢者や障害者などの行動を妨害するような都市・建築等の物理的なバリア、人間の心理的バリアなど、すべての「障壁」を取り除こうという考え方。

まちづくりに関連する例としては、歩道や駅のホームなどの誘導ブロック、車椅子用の公共トイレ、低い位置に操作ボタンがある券売機などが挙げられます。

本市の「交通バリアフリー整備」については、駅周辺の交通に関する利用環境の面で、バリアフリーの実現を目指すものです。

【風致地区】

樹木や水面等の良好な自然環境を維持するため、政令にしたがって指定地区内における規制の内容を定めます。

ま 行

【街なみ環境整備事業】

住環境の悪化している地区等において、住民による街づくり協定を促進するなど、官民一体となってゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図ります。

【緑の基本計画】

都市緑地保全法に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定します。

【面的整備】

土地区画整理事業・工業団地造成事業等の、面的にまとまった区域における、道路・公園等の都市基盤施設を含めた一体的な整備をいいます。

や 行

【優良田園住宅制度】

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」（国土交通省・農林水産省）に基づく制度。豊かな自然環境の中でのゆとりある生活・田園居住に対するニーズへの対応、農山村地域や都市近郊等における地域社会の維持と活力づくりなどのため、自然に恵まれたゆとりと潤いのある田園住宅の建設を促進することを目的に、その支援のための制度です。

【用途地域】

都市機能の維持・増進や住環境の保護等を目的とする合理的な土地利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建ぺい率・高さ等についての制限を行う制度。市街化区域において定め、市街化調整区域においては原則的に定めないとされています。

ら 行

【緑地協定・建築協定等】

緑地や建築物について、一定の区域の住民の合意のもと、良好な環境や景観を形成するための項目を定めます。基本的には紳士協定ですが、締結後は拘束力を有するものもあり、例えば建築協定は建築基準法に定められた準立法制度として建築協定区域内の土地取得者にまで効力が及びます。

【緑地保全地域】

都市緑地保全法・都市計画法に基づき良好な自然環境を有する区域内の建築・木竹伐採等を制限します。

【6次産業】

農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目ざす経営手法をいいます。（“6次”とは、各産業が参加する意味から1次から3次までの足し算、各産業が有機的に連携する意味から1次から3次までの掛け算などといわれています）

6次産業化により、農業水産物のブランド化による付加価値を得ることや、産業全体としての活性化などの効果が期待されます。具体的な経営形態の例としては、材料となる農産物の生産から加工（調理）・流通（販売）までを一貫して行うレストランが挙げられます。



市の木 ● けやき



市の花 ● ゆうがお



市の鳥 ● うぐいす

下野市都市計画マスタープラン《改定版》

下野市 建設水道部 都市計画課

〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地

電話 0285-32-8909 (都市計画課直通)

FAX 0285-32-8612

Eメール toshikeikaku@city.shimotsuke.lg.jp

下野市ホームページ

<http://www.city.shimotsuke.lg.jp>